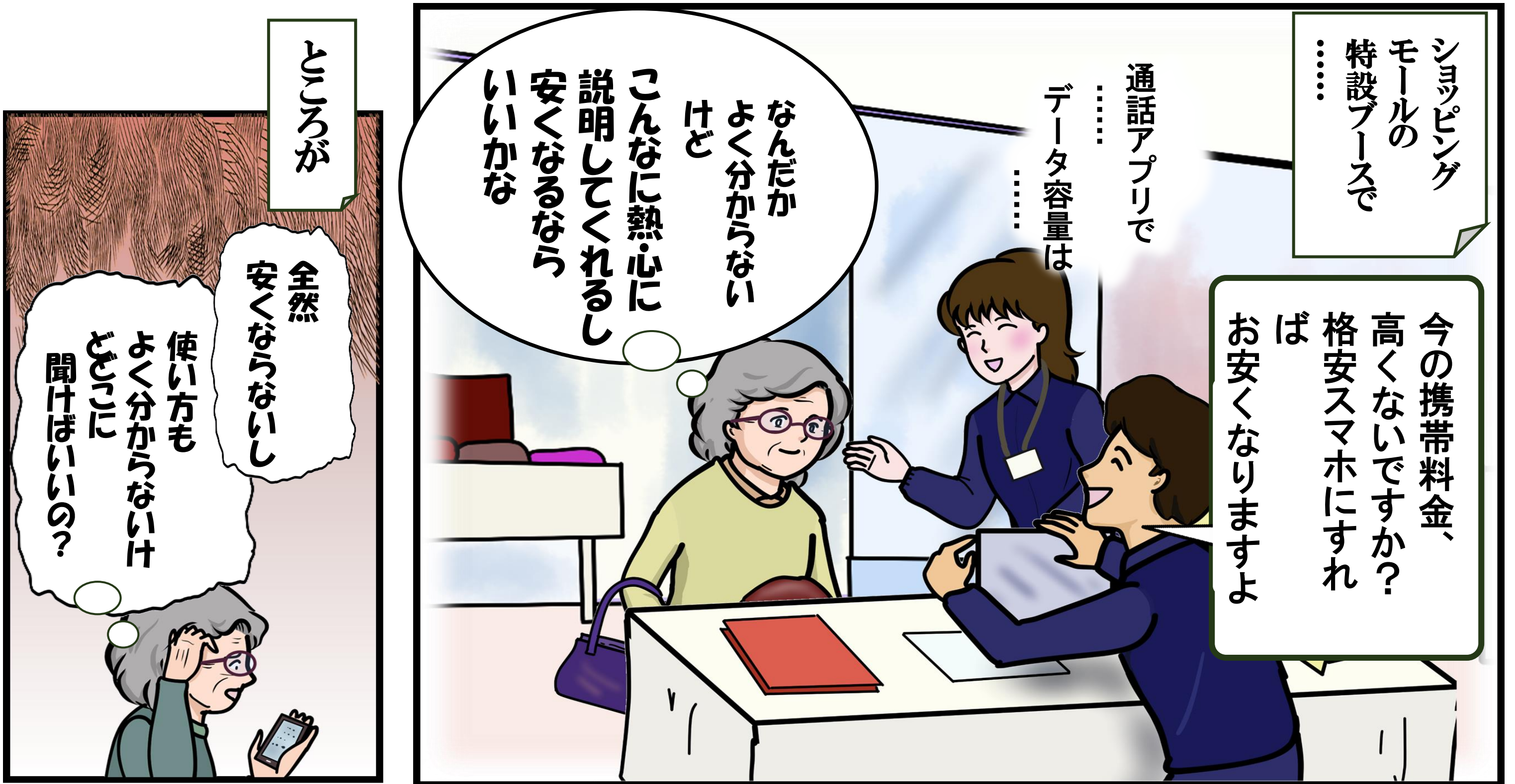


ホットな見守りニュース



「携帯電話料金が安くなります」格安スマホの勧誘にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎回線契約と一緒にセキュリティソフトなどのサポート契約を結んでいたことで、月々の支払いが高額になることがあります。
- ◎店員の説明をうのみにしてその場ですぐに契約しないように伝えましょう。

対処方法

- ◆契約前に、利用方法やサービスの内容、店舗の有無など、分からないことはよく確認しましょう。
- ◆格安スマホは、「初期契約解除」で回線契約を解除できる場合があります。できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。

和歌山市消費生活センター

〒640-8511
和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F(市民生活課内)

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。